

平成 31 年度 地場産業企業連携支援事業補助金 事業募集のお知らせ

1 事業目的

地場産地の課題改善等に向けた意欲的な取組を促し、地場産業の中長期的な発展による地域経済の活力強化を図るため、産地内企業や他産地企業との連携による産地の活性化や持続的発展に資する、先行的・試行的な取組に対し、その経費の一部を補助する。

なお、本事業における「地場産業」とは、歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における当該業種の工業出荷額が5億円以上あること。
- (2) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域の工業出荷額又は中小企業数の10パーセント以上を占める業種であること。
- (3) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における当該業種及び関連業種の中小企業数が10者以上の集まりであること。

2 事業の概要

補助対象者	新潟県内に本社を置き、県内の地場産業に係る鉱工業製品の生産を行う複数の中小企業者*が主体となる企業グループ ※中小企業者とは中小企業基本法第2条に規定する者をいう。
対象事業	産地内企業や他産地企業との連携による、独自技術や特色を活かした新商品開発や人材育成・技能承継など、産地の活性化や持続的発展に資する、地場産地の課題改善等に向けた先行的・試行的な取組。 (取組の例示) <ul style="list-style-type: none">・異なる業種との連携や伝統的工芸品産地間の連携による新たな市場進出に向けた商品開発・産地内で欠落が懸念される工程の維持・改善・共同化に向けた研究・ものづくり技術・技能承継に向けた共同での人材育成・産地特有の技術を活かした新たな事業展開 ※本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象外とする。
補助率・補助限度額	1/2以内 補助限度額は1団体あたり3,000千円。 ※予算の範囲内で調整を行うことがあります。
事業期間	交付決定の日から平成32年3月31日まで 交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。

3 補助対象経費 (注)

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザーなどの謝金
旅 費	アドバイザーなどの費用弁償旅費等
会場借上料	研究会などの会場賃借料（展示商談会への出展経費は除く）
通信運搬費	運送料、発送料等
印刷製本費	商品説明用パンフレット等の作成費
試作・改良費	新製品等の開発に係る経費
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品（5万円を超えるものは補助対象外）
設備、備品借上料	機械設備、事務用機器の借上料
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

注：上記の補助対象経費は例示であり、企業が連携して新商品開発等の取組に要するものであれば、特に用途を限定しませんが、販売目的の製品の製造に係る費用、既存従業員の人件費充当、販売会の実施・展示会等への出展に伴う経費相当額への充当、生産用機械設備の購入費等のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とします。

4 申請手続きの概要

(1) 実施事業の申請

事前に実施事業の概要等を下記6へ連絡願います。その後、事業概要等の聴き取りを行ったうえで、以下の書類を提出していただきます。

○提出書類

「地場産業企業連携支援事業補助金交付要綱」に定める

- ・別記1号様式申請書
- ・別紙1「地場産業企業連携支援事業 実施計画書」

※なお、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

○提出先

新潟県産業労働部 商業・地場産業振興課 地場産業振興室（詳細は「6 お問い合わせ、実施計画書等の提出先」参照）へ、上記必要書類を各1部提出（郵送又は持参）してください。

○注意事項

地場産業企業連携支援事業補助金交付要綱第2条により、暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は、本事業に申請できません。

《お願い》必ず、事前に事業概要等を連絡願います。

(2) 評価・審査等 (5 事業採択までの流れ 参照)

提出された実施計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、次の基準により評価及び審査を行います。

[基準]

- 産地の課題の内容・改善の必要性
- 課題の改善、産地活性化の実現可能性
- 地場産地内への波及効果

その後、審査会の評価結果を踏まえ、採否を通知します。

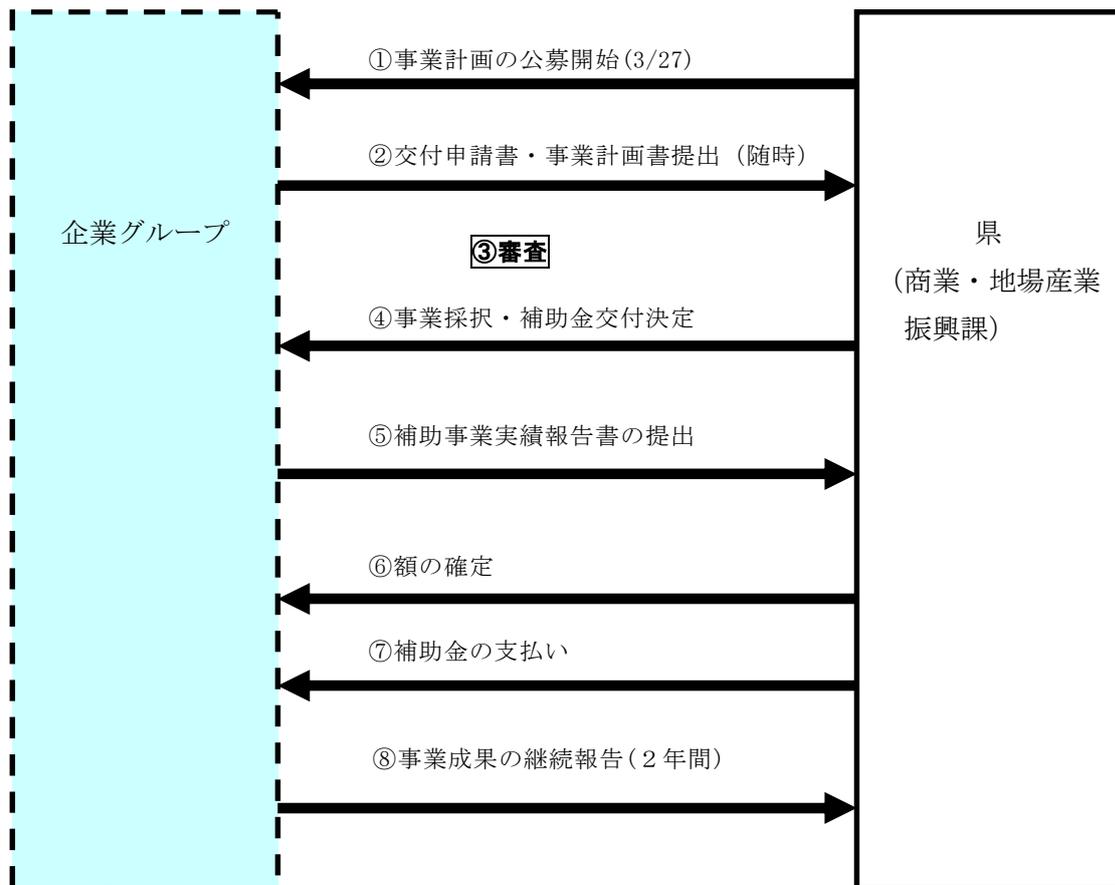
なお、補助金の交付決定日より前に着手した事業は補助事業の対象外となりますので、御注意ください。また、不採択理由についての問合せには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(3) その他

採択事業は事前公表し、事後に報告会を開催します。

また、補助事業完了後、2年間は目標の進捗、達成状況を報告していただく必要があります。

5 補助事業採択等の流れ



6 お問い合わせ、実施計画書等の提出先

950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県 産業労働部 商業・地場産業振興課 地場産業振興室

TEL 025-280-5243 FAX 025-280-5278

E-mail ngt050020@pref.niigata.lg.jp